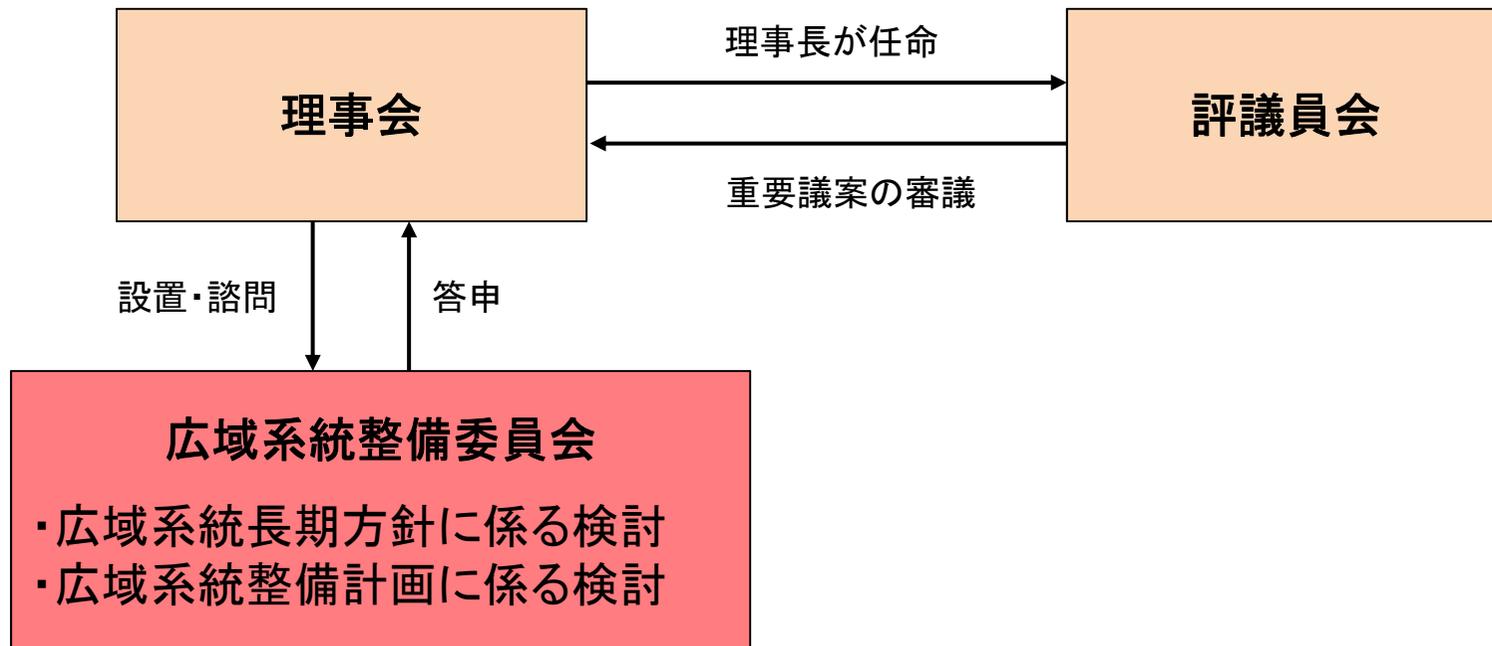


広域系統整備委員会の設置について

平成27年4月24日
広域系統整備委員会事務局

■ 広域系統整備委員会の設置について

- 本機関は、定款第39条第1項の規定に基づく委員会として、広域系統整備委員会を設置する。
- 広域系統整備委員会には以下の事項を諮問する。
 - (1) 広域系統長期方針に係る検討
 - (2) 広域系統整備計画に係る検討



■ 委員構成

- ・ 専門的な知見を有する有識者等の中立者を中心として、発電事業者、小売事業者、送配電事業者も均等に配置することを踏まえ委員構成は下表のとおり

委員構成（合計：13名）	
中立者委員 （7名）	有識者（5名）
	需要家等（2名）
事業者委員 （6名）	小売事業者（2名）
	発電事業者（2名）
	送配電事業者（2名）

■ (参考) 委員運営に関する事項

◆ 成立要件

- ・委員の過半数が出席し、かつ、中立者委員の過半数が出席。

◆ 議決

- ・出席した中立者委員（但し、オブザーバーとなった委員を除く）の過半数により決する。
- ・可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- ・評議員と兼任する委員は、委員会における議決権を有しない。

◆ オブザーバー

- ・委員会はオブザーバーを招聘し、その意見を聞くことができる。
- ・検討する案件の内容に直接的な利害を有する委員については、当該案件の検討に限り、オブザーバーとする。
- ・オブザーバーは、委員長の認めるところにより、意見を述べることができる。

(参考)定款・業務規程等

<<定款>>

(委員会)

第39条 本機関に、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、業務運営に関する重要事項又は専門的知見を必要とする事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べるることができる。

<<業務規程>>

(広域系統長期方針)

第29条 本機関は、広域運用の観点から、全国大での広域連系システムの整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し公表する。また、広域系統長期方針については、状況変化を適切に反映できるよう定期的に見直しを行う。

- 2 本機関は、広域系統長期方針の策定及び見直しに当たり、専門的な知見を有する有識者及び需要家等も含む委員会（以下「広域系統整備委員会」という。）を設置し、設備の経年情報等を踏まえた検討を行う。

(広域系統整備計画)

第30条 本機関は、広域系統長期方針、既設設備の状況、その更新計画等の実態も踏まえ、広域運用の観点からの広域連系システムの整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別計画（以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。

- 2 本機関は、広域系統整備計画の策定に当たり、広域系統整備委員会において、第32条から第35条に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）により検討、評価等を行う。

(参考)定款・業務規程等

(計画策定プロセスの開始手続)

第31条 本機関は、第24条第2項により必要と認める場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合、計画策定プロセスを開始する。

- 一 本機関が、(略)送配電業務指針で定める検討開始要件に適合すると認めたとき
- 二 電気供給事業者より、次のアからウのいずれかの観点から、広域系統整備に関する提起があったとき
 - ア 安定供給(略)
 - イ 広域的取引の環境整備(略)
 - ウ 電源設置(略)
- 三 国から広域系統整備に関する検討の要請を受けたとき

2 (略)

(広域系統整備の検討)

第32条 本機関は、第24条第2項及び前条第1項により広域系統整備の計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会において、当該計画策定プロセスに係る案件と、過去に検討を行った案件又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照合等の確認を行い、当該計画策定プロセスの進め方を理事会において決定する。

2 (略)

3 本機関は、第1項により計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、広域系統整備委員会において、代替的な方策との比較も行った上で、必要な増強容量、概略ルート、概算工事費その他の送配電等業務指針で定める事項(以下「広域系統整備の基本要件」という。)、及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者(以下「受益者」という。)について検討を行い、評議員会の審議を経て、理事会にて決定し、広域系統整備の基本要件を確定する。

4 (略)

(参考)定款・業務規程等

(実施案の募集及び決定)

第33条 本機関は、前条第3項で確定した基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案（以下「実施案」という。）並びにこれを実施する事業者を送配電等業務指針に定めるところにより、募集する。

2 前項にかかわらず、本機関は、前条第3項の検討において既設設備の増強が適当であると認めた場合等、実施案の募集を行うことが合理的でないとき、送配電等業務指針に定めるところにより、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求める。

3 本機関は、前2項に基づき提出された実施案について、広域系統整備委員会において、経済性、システムの安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、理事会にて施案及びその事業実施主体を決定する。

(受益者及び費用負担割合の決定)

第34条 本機関は、広域系統整備委員会において、前条第3項で決定した実施案をもとに、第32条第3項の受益者に加え、他にも受益者が認められる場合は、当該受益者を含め、費用負担割合を検討し、評議員会の審議を経て、理事会にて決定する。

(広域系統整備計画の取りまとめ)

第35条 本機関は、第33条第3項の決定及び前条の費用負担割合を踏まえ、次の各号の事項を含む広域系統整備計画を取りまとめ、広域系統整備委員会において検討の上、理事会で決定し、公表する。

一 広域系統整備の実施方策（決定した実施案）

二 事業実施主体となる者（決定した実施案を提出した者）

三 受益者及び費用負担割合

2 本機関は、事業実施主体となる者及び受益者に対し、第1項による決定内容を通知する。